

令和5年3月24日（金）

第3回定例教育委員会会議録

我孫子市教育委員会

1. 招集日時 令和5年3月24日（金）午後2時00分
2. 招集場所 教育委員会 大会議室
3. 出席委員 教育長 丸 智彦 委員 蒲田 知子
委員 村松 弘康 委員 新山 訓代
委員 中村 通宏
4. 欠席委員 な し
5. 出席事務局職員
教育総務部長 飯田 秀勝 生涯学習部長 菊地 統
生涯学習部次長兼生涯学習センター長兼生涯学習課長兼公民館長 小林 裕
総務課長 森田 康宏 学校教育課長 鈴木 伸樹
教育相談センター所長 遠藤美香 鳥の博物館長 木下登志子
指導課長兼小中一貫推進室長 佐々木祐子
指導課主幹兼少年センター長 森谷 朋子 図書館長 穠村喜代子
文化・スポーツ課長補佐 永田 正三
6. 欠席事務局職員
文化・スポーツ課長兼白樺文学館長兼杉村楚人冠記念館長 辻 史郎

午後2時00分開会

○丸教育長 ただいまから令和5年第3回定例教育委員会を開会いたします。

会議録署名委員指名

○丸教育長 日程第1、我孫子市教育委員会会議規則第31条の規定により、会議録署名委員を指名します。中村委員にお願いします。

議案第1号

○丸教育長 日程第2、議案の審査を行います。

議案第1号、我孫子市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について、事務局から説明をお願いします。

○森田総務課長 議案第1号、我孫子市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について説明いたします。

提案理由につきましては、今後の非常時への対応として、教育委員会の会議において、オンライン会議システムの活用を推進する必要があることから、新たにオンラインによる方法での教育委員の出席を規定するため、提案するものです。

2ページを御覧ください。第6条の2として、新たに「オンラインによる方法での出席」という条文を追加しました。こちらの条文を新たに追加することにより、非常時にはオンラインにより会議を開催することが可能となります。

また、第2項として、「オンラインによる方法で会議に出席することに関して必要事項は、教育委員会が別に定める」として、別添でお配りしています資料「オンラインによる方法での我孫子市教育委員会会議規則出席取扱要綱」が別に定める要綱ということで、こちらで例えば第3条で通信障害等が起こったときの対応等、オンラインによる方法による会議で開催したときの取扱いにつ

いて、別に規定しています。

なお、オンラインによる出席に関する規定については、県内の幾つかの自治体でも既に定められておりました。そのほか当市の市議会の常任委員会においてもこういった条文が既に定められており、オンラインでの開催は可能となっております。

以上で説明は終わります。

○丸教育長 それでは、これより質疑を許します。質疑があれば挙手をお願いします。——よろしいですか。

それでは、ないものと認めます。議案に対する質疑を打ち切ります。

○丸教育長 これより採決いたします。

議案第1号、我孫子市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○丸教育長 挙手全員と認めます。よって議案第1号は可決されました。

議案第2号

○丸教育長 続きまして、議案第2号、我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令の制定について、事務局から説明をお願いします。

○森田総務課長 議案第2号、我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令の制定について説明いたします。

提案理由につきましては、我孫子市職務権限規程の改正に伴い、契約締結に係る事務の効率化を図れるように市長事務局（契約担当課長）合議を廃止するとともに、工事または製造の請負契約についての市長事務局（契約担当部長）合議を1,000万円以上の実施伺に改正するほか、条文を整備するため、

提案するものです。

改正内容につきましては、議案の4ページからの別表ということになります。これは市の内部の事務の取扱いに関することで、まず別表第1「(3) 契約関係」の表のうち、「工事又は製造の請負」については、改正前は130万円を超える契約は市長事務部局合議となっていました。これを1,000万円以上の契約は市長事務部局合議に改めます。

そのほか、財産の買入れ、物品の借入れ、それ以外のものについては500万円以上の契約についてのみ市長事務部局合議に改めます。そのほかについては条文の整備となっております。以上です。

○丸教育長 以上で説明が終わりました。質疑を許します。質疑があれば挙手をお願いします。今までが130万円だったのが1,000万円になったということは、130万円だと契約のチェックする本数が多過ぎるというところが大きいのですか。

○森田総務課長 おっしゃるとおりです。契約担当事務の効率化を図ることがおそらく主たる理由だと思います。例えば教育委員会は、本庁舎と離れた建物にありますので、そのために、作った書類をわざわざ教育委員会の最終決裁権者の決裁を受ける前に、本庁の契約担当に持って行ってチェックを受けて、次に教育委員会に持ち帰って部長に最終決裁をもらうというような流れで、非常に行ったり来たりが多く、非効率になってしまいます。事務の効率化を図るため、改められたということだと思います。

○丸教育長 ありがとうございます。よろしいですか。

それでは、ないものと認めます。議案に対する質疑を打ち切ります。

○丸教育長 これより採決いたします。

議案第2号、我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令の制定

について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○丸教育長 挙手全員と認めます。よって議案第2号は可決されました。

議案第3号

○丸教育長 続きまして、議案第3号、我孫子市教育委員会文書管理規程の全部を改正する訓令の制定について、事務局から説明をお願いします。

○森田総務課長 議案第3号、我孫子市教育委員会文書管理規程の全部を改正する訓令の制定について説明いたします。

提案理由につきましては、教育委員会事務局の文書の取扱いについては、市長事務局の我孫子市文書管理規程に準じていることから、同規程を準用することにより、文書の取扱いに関する例規改正事務の効率化を図れるように教育委員会文書管理規程の全部を改正するため、提案するものです。

改正内容につきましては8ページからです。8ページの第2条で「教育委員会の文書の取扱いは、我孫子市文書管理規程（平成7年訓令第3号）の例による。」と定めることで、基本的な文書の取扱いは市長事務局に準じることとしまして、第3条の第2項以下で文書責任者、文書記号、発信する文書の名義、文書の保存期間等の教育委員会の組織に合わせた文書の取扱いのみをこちらの教育委員会の文書管理規程で定める形としています。

こちらにつきましても、市のほうの文書管理規程が改正されたときに、教育委員会も併せて改正しなくてはなりません、その連絡等が漏れていたりすると、市長部局の文書管理規程は変わっているのに教育委員会の文書管理規程は変わっていないということがこれまでも度々ありまして、不都合が生じることでありましたので、今回このように準用するということにしました。教育委員会部分のみを定めて、それ以外の部分については我孫子市文書管理規程の例に

よるとすることで、例規改正事務の効率化を図ることが目的です。以上です。

○丸教育長 ありがとうございました。

それでは、これより質疑を許します。質疑があれば挙手をお願いします。

市の規程の準用ということで、よろしいですか。

それでは、ないものと認めます。議案に対する質疑を打ち切ります。

○丸教育長 これより採決いたします。

議案第3号、我孫子市教育委員会文書管理規程の全部を改正する訓令の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○丸教育長 挙手全員と認めます。よって議案第3号は可決されました。

議案第4号、議案第5号、議案第8号

議案第10号、議案12号

○丸教育長 続きまして、議案第4号、我孫子市教育委員会の所管に係る我孫子市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、議案第5号、我孫子市教育委員会の所管に係る我孫子市個人情報の適切な管理のための措置に関する規程の制定について、議案第8号、我孫子市教育情報ネットワーク運用管理規程の一部改正する訓令の制定について、議案第10号、我孫子市公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について、議案第12号、我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、以上5議案は、個人情報の保護に関する法律の改正に関わる関連議案となりますので、一括審査といたします。

なお、採決につきましては、議案ごとに行います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○森田総務課長 それでは、議案第4号、議案第5号、議案第8号、議案第10号、議案第12号に関して、これは全て個人情報保護法の改正に伴う関連議案となりますので、私から一括で説明することといたします。

まず初めに、今回の国の個人情報保護法の改正の概要について簡単に説明いたします。「個人情報保護制度見直しの全体像」として、個人情報保護制度につきましては、これまで国や地方公共団体、民間事業者ごとに個人情報保護法や個人情報保護条例といった複数の法制度が縦割りで存在する形が取られておりました。現行は、縦割りでそれぞれ管理がなされていたという状況になっています。

これが、近年、現行の保護制度に起因する規制の不均衡や不整合により、データの利活用の支障となる事例が各所で起こりつつあり、このような不均衡や不整合を是正する必要性が生じました。また、今般、デジタル庁が創設され、国や地方のデジタル業務改革を強力に実施していくため、官民のデータ流通を適正に規律する一元的な監視・監督体制の確立が求められるようになりました。そのため、令和3年5月に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が制定され、同法第50条及び第51条の規定により、個人情報の保護に関する法律の改正が行われました。この改正により、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体等において、これまで別々の法律、条例によって運用されてきた個人情報の取扱いが、国の個人情報保護法によって取り扱われることとなります。見直し後は、我孫子市における個人情報保護についても、令和5年4月以降は国の個人情報保護法の規定の中で運用されていくこととなるため、我孫子市個人情報保護条例は令和5年3月31日をもって廃止されることとなります。

ここまでが今回の個人情報保護制度の見直しの概要というところです。

それでは、個々の議案の説明に入ります。

まず、議案第4号、我孫子市教育委員会の所管に係る我孫子市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について説明いたします。

提案理由は、個人情報の保護に関する法律の一部改正及び我孫子市個人情報保護法施行条例の制定に伴い、我孫子市教育委員会の所管に係る我孫子市個人情報保護条例施行規則の根拠法令を改正するため、提案するものです。

13ページが改正内容となります。先ほど説明したとおり、個人情報保護制度の見直しに伴い、我孫子市個人情報保護条例が廃止され、国の個人情報保護法の下で個人情報保護制度が運用されていくこととなるため、規則の題名を「我孫子市教育委員会の所管に係る我孫子市個人情報保護条例施行規則」から「我孫子市教育委員会の所管に係る個人情報保護法等施行規則」に改め、同じく根拠法令を「我孫子市個人情報保護条例」から「個人情報の保護に関する法律」に改めるものです。

続きまして、議案第5号、我孫子市教育委員会の所管に係る我孫子市個人情報の適切な管理のための措置に関する規程の制定について説明いたします。議案の14ページになります。

提案理由につきましては、個人情報の保護に関する法律第66条第1項の規定により、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるため、我孫子市情報セキュリティポリシーに定めるもののほか、我孫子市教育委員会が管理する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程を制定するため、提案するものです。

15ページが新たに制定する規程となります。個人情報の保護に関する法律第66条第1項では「行政機関の長等は、保有する個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない」と規定されておりまして、それに基づきまして新たに制定した規程となります。

こちらの規程につきましては、第2条第1項におきまして、「教育委員会が

管理する個人情報の適切な管理のための措置は、我孫子市個人情報の適切な管理のための措置に関する規程の例による。」ということで、もちろん市でも適切な管理のための規程を定めているということで、そちらのほうにこれも準用するという規程となっています。

第2条第2項以下の部分については、教育委員会と市長事務局では組織が違いますので、その部分について教育委員会の組織に当てはめた形で保護責任者等、統括保護責任者等を定めるような形になっています。

ここまでが議案第5号になります。

続きまして、少し飛びまして、議案第8号、我孫子市教育情報ネットワーク運用管理規程の一部を改正する訓令の制定について説明します。議案の20ページになります。

提案理由につきましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正及び我孫子市個人情報保護法施行条例の制定に伴い、我孫子市教育情報ネットワーク運用管理規程の個人情報の保護について根拠法令を改正するため、提案するものです。

21ページが改正内容となります。これは先ほど説明しました議案第4号と同様に、個人情報保護制度の見直しに伴いまして、我孫子市個人情報保護条例が廃止され、国の個人情報保護法の下で個人情報保護制度が運用されることとなるため、当該規程における個人情報の保護についての根拠法令を「我孫子市個人情報保護条例」から国の「個人情報保護に関する法律」に改めるものです。

続きまして、議案第10号、我孫子市公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について説明いたします。議案の24ページになります。

こちらは、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、我孫子市公共施設使用者登録申請書の個人情報の取扱いについて、根拠法令を改正するとともに、利用目的を明示するほか、代表者の区分と生年月日を削除するため、提案

するものとなっております。

こちらにつきましては様式の改正となります。様式のうち「生年月日」あるいは「区分」等を削除しまして、様式の中にこの申請書の使用目的等が欄外で一番下に「備考」と書いてあるのですけれども、その根拠を「我孫子市個人情報保護条例」というところから「個人情報の保護に関する法律」に改めるような形での改正となります。

続きまして、議案第12号、29ページになります。我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について説明いたします。

提案理由につきましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、我孫子市公共施設利用者登録申請書の個人情報の取扱いについて、根拠法令を改正するとともに、利用目的を明示するほか、代表者の区分と生年月日を削除するため、提案するものです。

改正内容につきましては、30ページの内容となります。先ほどの公民館の様式を同じように、「生年月日」等の欄を削除するものです。

以上で個人情報保護法の一部改正に関連する議案の説明を終わります。

○丸教育長 ありがとうございました。

それでは、議案第4号、議案第5号、議案第8号、議案第10号、議案第12号に関する質疑を許します。質疑があれば挙手をお願いします。

議案第10号と議案第12号のところの「区分」とか「生年月日」をなくして、これはどういう人が入るといえるのかというのは、何をもって。それも全部必要ないということですか。

○小林生涯学習課長 利用者の、こちらにあります「高校生以下」、「一般」、「65歳以上」とか「生年月日」というところがございますけれども、まず生年月日は個人情報保護法のほうで規定するように、こちらのほうは削除させて

いただきます。

ただし、この区分によって、利用者の性別、年齢20代、30代、40代は、利用に当たっての申請の中で別途設けておりますので、こちらを削除しても統計数値についての必要な部分は個人を特定せずとも取れるというところで可能になっていきますので、こちらは今回削除します。

○丸教育長 ありがとうございます。

市民体育館のほうも同じですか。

○永田文化・スポーツ課長補佐 同じです。

○丸教育長 分かりました。

そのほか、委員さんからございますか。——よろしいですか。

○丸教育長 それでは、これより採決いたします。

議案第4号、我孫子市教育委員会の所管に係る我孫子市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○丸教育長 挙手全員と認めます。よって議案第4号は可決されました。

○丸教育長 続きまして、議案第5号、我孫子市教育委員会の所管に係る我孫子市個人情報の適切な管理のための措置に関する規程の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○丸教育長 挙手全員と認めます。よって議案第5号は可決されました。

○丸教育長 続きまして、議案第8号、我孫子市教育情報ネットワーク運用管

理規程の一部を改正する訓令の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○丸教育長 挙手全員と認めます。よって議案第8号は可決されました。

○丸教育長 続きまして、議案第10号、我孫子市公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○丸教育長 挙手全員と認めます。よって議案第10号は可決されました。

○丸教育長 続きまして、議案第12号、我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○丸教育長 挙手全員と認めます。よって議案第12号は可決されました。

議案第6号

○丸教育長 それでは、議案の審査に戻ります。

16ページ、議案第6号、我孫子市教育委員会職員の再任用に関する規則の全部を改正する規則の制定について、事務局から説明をお願いします。

○森田総務課長 議案第6号、我孫子市教育委員会職員の再任用に関する規則の全部を改正する規則の制定について説明いたします。

提案理由につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を段階的に引き上げるに当たり、我孫子市職員の再任用に関する条例及び我孫子市職員の再任用に関する条例施行規則が廃止され、我孫子市職員の定年等に関す

る条例施行規則及び我孫子市職員の暫定再任用に関する規則が新たに制定されることから、教育委員会が行う職員の再任用に関する規則を全部改正するため、提案するものとなっております。

17ページが改正内容となっております。

我孫子市教育委員会職員の再任用に関する規則を全部改正し、「我孫子市教育委員会職員の定年前再任用及び暫定再任用に関する規則」に改めます。

教育委員会職員の定年前再任用及び暫定再任用については、市の定年等に関する規則及び暫定再任用に関する規則を準用する内容となっております。これは市のほうでも同じような規則を定めていますので、その内容を教育委員会のものを全て準用するような形となっております。

市職員の定年延長に伴い、定年前再任用及び暫定再任用の制度が新たに設けられることにつきましては、9月の定例教育委員会において委員の皆様には説明をしたところです。その際の説明の中で、定年前再任用及び暫定再任用に関する規則については、年度末に市長事務部局で制定され次第、それを準用する形で教育委員会においても制定する旨申し上げたところですが、それが本議案ということになります。

以上で説明を終わります。

○丸教育長 聞いていて、とても難しいなと感じました。すぐに、65歳まで定年延長をすればそれで済んでしまえますが、定年延長を段階的に行うから、そこまでの職として、定年前再任用や暫定再任用があるということです。

それでは、これより質疑を許します。質疑があれば挙手をお願いします。
——よろしいですか。

○丸教育長 それでは、これより採決いたします。

議案第6号、我孫子市教育委員会職員の再任用に関する規則の全部を改正す

る規則の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○丸教育長 挙手全員と認めます。よって議案第6号は可決されました。

議案第7号、議案第9号

○丸教育長 続きまして、議案第7号、我孫子市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則の制定について、議案第9号、我孫子市就学援助要綱の一部を改正する告示の制定について、以上2議案は押印義務付け見直しに関わる関連議案となりますので、一括審査といたします。

なお、採決につきましては、議案ごとに行います。

事務局から説明をお願いします。

○森田総務課長 それでは、議案第7号、我孫子市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則について説明いたします。議案の18ページになります。

提案理由につきましては、我孫子市押印義務付け見直し方針に基づき、市民等の利便性の向上を図るため、我孫子市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則において、届出者、申請者、主宰者及び請求者の押印を求めるものについては押印不要として様式を改正するため、提案するものです。

19ページが提案の内容ですけれども、様式中の「㊟」を削るということで、先ほどの別添の資料の中で押印を廃止する資料、様式をつけました。議案第7号の参考資料の様式は、全て様式中は押印は不要ということで、削るという内容です。

続きまして、議案第9号、我孫子市就学援助要綱の一部を改正する告示の制定について説明いたします。議案の22ページになります。

提案理由につきましては、我孫子市押印義務付け見直し方針に基づき、市民

等の利便性の向上を図るため、我孫子市就学援助要綱において、保護者及び届出者の押印を求めるものについては押印不要として様式を改正するため、提案するものです。

改正内容につきましては23ページのところで、こちらも様式中の「㊟」を削るというもので、「㊟」を削る様式については、議案第9号の参考資料ということについております。保護者の印を不要とするものです。

以上です。

○丸教育長 ありがとうございます。

それでは、これより質疑を許します。質疑があれば挙手をお願いします。

これも市の押印義務付け見直し方針に基づいてというところですので、質問のほうはよろしいですか。

それでは、ないものと認めます。議案に対する質疑を打ち切ります。

○丸教育長 これより採決いたします。

議案第7号、我孫子市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○丸教育長 挙手全員と認めます。よって議案第7号は可決されました。

○丸教育長 次に、議案第9号、我孫子市就学援助要綱の一部を改正する告示の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○丸教育長 挙手全員と認めます。よって議案第9号は可決されました。

議案第11号

○丸教育長 続きまして、議案第11号、我孫子市鳥の博物館展示リニューアル基本計画検討委員会設置要綱の制定について、事務局から説明をお願いします。

○木下鳥の博物館長 議案第11号、我孫子市鳥の博物館展示リニューアル基本計画検討委員会設置要綱の制定について説明いたします。

提案理由は、我孫子市鳥の博物館の施設整備及び常設展示等の更新をすることから、適切な運営及び活用について課題等を整理し、我孫子市鳥の博物館展示リニューアル基本計画を策定するため、提案するものです。

27ページ、第2条（任務）では、計画策定のための課題整理に関することと、その他計画策定に関することとしています。

また、第3条（組織）では、委員会は、学識経験を有する者、鳥類等の自然環境保全活動に係る団体に属する者、公募の市民、関係行政機関の職員、その他教育委員会に特に必要と認める者から構成し、委員を12人以内とするとしています。

人選はこれからですが、学識経験者は、鳥の博物館と連携協定を結んでいる山階鳥類研究所にもお願いするほか、国立科学博物館にもお願いしたいと考えています。また、鳥類等の自然環境保全活動に係る団体は、市民団体を想定しています。それから、学校関係ということで関係行政機関を想定しています。その他教育委員会が特に必要と認める者については、PTAや観光関係者など、館を利用する方に委員に入っていただきたいと考えています。博物館を運営する側の視点、それから利用する側の視点、双方の意見を取り入れていきたいと考えています。

また、28ページ、第6条第2項で、必要がある場合は、委員以外の者の出席を求めることができるとしております。

27ページ、第4条（委員の任期）では、計画策定までの期間とし、実際に

は令和5年度、令和6年度、2か年で計画を策定しようと考えています。

最後に、この要綱は令和5年4月1日からの施行となります。

以上で議案第11号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○丸教育長 ありがとうございました。

それでは、これより質疑を許します。質疑があれば挙手をお願いします。

○蒲田委員 とても楽しみにしています。専門的な知識がある学芸員もいるかと思いますが、学芸員はどのような立場で出るのでしょうか。

○木下鳥の博物館長 事務局側ということで、この検討委員会に諮る参考資料を作っている最中でありまして、そこにどのようなコンセプトで、どういうことをしたいかというような意見を反映したいと思っています。

○蒲田委員 ありがとうございます。市の方針もあると思いますので、その辺りもきちんと委員会のなかで反映して、市民の皆様に喜んでいただける鳥の博物館として、長く続くものになるようお願いいたします。

○木下鳥の博物館長 ある程度まとまりましたら、またこの教育委員会会議の場でも報告させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○丸教育長 ほかにございますか。——よろしいですか。

それでは、ないものと認めます。議案に対する質疑を打ち切ります。

○丸教育長 これより採決いたします。

議案第11号、我孫子市鳥の博物館展示リニューアル基本計画検討委員会設置要綱の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○丸教育長 挙手全員と認めます。よって議案第11号は可決されました。

議案第13号

○丸教育長 続きます、議案第13号、我孫子市立小学校プールの市民開放と管理に関する規則を廃止する規則の制定について、事務局から説明をお願いします。

○永田文化・スポーツ課長補佐 議案第13号、我孫子市立小学校プールの市民開放と管理に関する規則を廃止する規則の制定について説明させていただきます。

提案理由としましては、これまで夏休み期間中に小学校プールを活用した市民開放を実施していましたが、プール施設の老朽化や昨今の異常気象による熱中症の危険性があることから、令和5年度より市内の屋内民間プールを活用した小中学生対象のプール開放事業に変更することに伴いまして、我孫子市立小学校プール市民開放と管理に関する規則を廃止するため、提案するものです。

以上、説明を終わります。

○丸教育長 ありがとうございました。

それでは、質疑を許します。質疑があれば挙手をお願いします。

○蒲田委員 説明ありがとうございました。とてもいい考えだと思います。市内の屋内民間プールを活用するということですが、どのくらいのところをご協力くださるのでしょうか。数をお願いします。

○永田文化・スポーツ課長補佐 市内民間プール2社の協力を得まして開放する予定です。

○蒲田委員 ありがとうございます。具体的に何日間ぐらいとか、半日とか、どのくらいとか分かれば教えてください。

○永田文化・スポーツ課長補佐 2館開放するのですけれども、両方とも6日間開放する予定です。

○蒲田委員 ありがとうございます。児童生徒の皆さんがうまく活用できるように、周知もお願いいたします。

○村松委員 市内の民間プールは、事前に予約をする必要があるのですか、それとも、その場で行って参加ができる状態なのですか。

○永田文化・スポーツ課長補佐 やはり児童の安全・安心を守るために必ず連絡先というのは控えておく必要があると思っていますので、ネットから登録し、そこで事前予約をしてプールに入らせていただくという形になります。

○村松委員 多分、もともとプール開放の意義というのは、その日に行きたいと思う子どもが多いと思うので、なるべくその日というか、受け入れられるような何か工夫をされたほうが子どもたちのためにもなるのかなと思いますので、その辺もよろしく願いいたします。

○永田文化・スポーツ課長補佐 当日直接プールに行っても、保護者の連絡先等の確認が取れば、また、プールの空き状況も問題なく開放できるようであれば、受け入れていくように指導していきたいと思っています。

○丸教育長 ほかにございますか。——よろしいですか。

それでは、ないものと認めます。議案に対する質疑を打ち切ります。

○丸教育長 これより採決いたします。

議案第13号、我孫子市立小学校プールの市民開放と管理に関する規則を廃止する規則の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○丸教育長 挙手全員と認めます。よって議案第13号は可決されました。

議案第14号

○丸教育長 続きまして、議案第14号、我孫子市生涯学習推進委員会設置要綱の一部を改正する告示の制定について、事務局から説明をお願いいたします。

○小林生涯学習課長 議案第14号、我孫子市生涯学習推進委員会設置要綱の

一部を改正する告示の制定について、提案理由ですが、組織の見直しによる令和5年度からの行政組織改編に伴い、我孫子市生涯学習推進委員会の構成課であるクリーンセンターが手賀沼課の課内室として、資源循環推進室に名称変更されるため、改正を提案するものです。

「クリーンセンター」を削除するような形となります。

以上で説明を終わりにいたします。

○丸教育長 ありがとうございます。

組織改編による変更ということです。質疑はよろしいですか。

それでは、ないものと認めます。議案に対する質疑を打ち切ります。

○丸教育長 これより採決いたします。

議案第14号、我孫子市生涯学習推進委員会設置要綱の一部を改正する告示の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○丸教育長 挙手全員と認めます。よって議案第14号は可決されました。

諸 報 告

○丸教育長 日程第3、諸報告を議題とします。

事前に配付された事務報告、事務進行予定資料などに補足する説明や追加する事項が1件ございますので、報告いたします。

それでは、鳥の博物館の年間予定について、机上に資料がございますので、木下鳥の博物館長、お願いいたします。

○木下鳥の博物館長 年間スケジュールにありますとおり、令和5年度は鳥の博物館は受変電設備やエレベーターなど施設設備の工事があるため、11月のジャパンボードフェスティバルが終了した後から約4か月休館する予定です。

しかし、執務室も移転する予定ですが、「てがたん」や「あびこ自然観察隊」、「鳥のサイエンストーク」など定例的に行っているイベントについては休館中も実施していきます。無料開館日もこれまでと変わりません。

第92回の企画展は「猛禽ータカ・フクロウ・ハヤブサー」を行います。通常は11月の終わりぐらいまでやるのですが、来年度は11月5日までということになります。それから、これ以外に体験学習等ができないか内部で検討しておりますので、できるだけ休館中も鳥の博物館ができることをやっていきたいと考えています。

利用案内にある通り、令和5年度から鳥の博物館も白樺文学館、杉村楚人冠記念館と同様、最終入館時間を午後4時とします。これまで最終入館時間は定めず、開館時間を4時30分としていましたが、4時30分間にいらっしゃるお客様がいて、その都度説明した上でお入りいただいたり、お帰りいただいたりしていました。最終入館時間を明記することで、来館時間を意識してご利用いただけるのではないかと考えています。来年度は、できる限り休館中も鳥の博物館をアピールしていきたいと思えます。以上です。

○丸教育長 ありがとうございます。

それでは、質問等あればお受けいたします。

小学生向けの読み仮名、振り仮名がついているような資料というのは、もうでき上がっているのですか。

○木下鳥の博物館長 申し訳ございません、今ちょっと遅れていて、鳥の博物館の見学に学校見学等でいらっしゃる頃までにはきちんと仕上げたいと思えます。

○丸教育長 ありがとうございます。

日本でも数少ない鳥の博物館ということで、子どもたちにも、自分たちの住んでいるまちにそういった博物館があることを知ってもらいたい、小学校に

いるうちに一度くらいは行ってほしいという思いから、PRしているところですので、よろしくお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、ないようですので、これより事務報告に対する質疑に入ります。質疑があれば挙手をお願いします。——よろしいですか。

それでは、ないものと認めます。事務報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、事務進行予定について質疑があれば挙手をお願いします。——よろしいですか。

それでは、ないものと認めます。事務進行予定に対する質疑を打ち切ります。

次に、教育事業全般について質疑があれば挙手をお願いします。

○村松委員 先ほど議案の中で可決されましたが、素朴な疑問なのですが、30ページ、様式第1号中と様式第2号中で「振り仮名」というものが平仮名表記と片仮名表記があるのです。25ページも「振り仮名」が平仮名表記になっているのですけれども、これはできればどこかのタイミングで、もし関連している資料であれば合わせたほうがいいのではないかなと思います。いかがでしょうか。

○永田文化・スポーツ課長補佐 大変失礼しました。そのように訂正させていただきます。

○丸教育長 ありがとうございます。ほかに教育事業全般についてご質問等あればお願いします。

○蒲田委員 コロナが落ち着いてきて、マスクもそれぞれが判断してつけるということになってきていますが、春休み中の子どもたちに対して、その辺りの注意喚起をするようなこととかはなさっているのでしょうか。春休み明け、4月に向かって何かご指導なさっていれば、教えていただきたいと思います。

○鈴木学校教育課長 社会的には3月13日からマスクは個人の判断に委ねら

れるということになりましたが、学校の通知では4月1日から適用しますとしました。先日、文科省で4月1日からの学校におけるマスク着用についての通知が出ましたので、昨日、各学校に文書を出したところです。

また、本日付けの教育長名で、保護者宛てに4月1日からのマスクについては個人の判断に委ねて、ただ、感染を恐れてまだ外せないお子さんもいるでしょうし、その時々々の健康状態で、花粉症だったり、風邪を引いていたりということで着用を求める児童生徒については柔軟に対応するように、着脱を強要しないということで丁寧に対応しますという文書を出しております。

また、毎日提出していた健康カードについては、コロナが5月から5類に引き下げられることが分かっておりますので、4月1日から廃止するということが保護者には通知しました。以上です。

○蒲田委員 丁寧な対応ありがとうございます。また小学校に上がる保護者方々も不安が出たりすることかと思えます。丁寧な対応を引き続きよろしくお願いたします。

○丸教育長 ありがとうございます。

そのほかございますか。——よろしいですか。

それでは、ないものと認めます。以上で諸報告に対する質疑を打ち切ります。
